

いばらきまちづくの通信

つどえ~る!

特 集 まちづくりのルール





CONTENTS

<特集> まちづくのルール	2 - 3
< 市町村探訪> 田園都市景観の形成を目指して ・・ 阿見町の景観形成条例による取り 組み	4-5
<まちづく団体の取り組み> ~こんなことやってます~ 歩いて楽しめる商店街へ 稲荷町通りまちづく委員会 (下館市)	6-7
<街角レポート> 真壁町・日立市・水戸市	8- 9
<情報スクラップ>	10-14
<事前告知>	15
くいろはに木へ都市計画> 都市計画ミニ知識) TMOについて	16

近年、社会経済状況が大きく変化するなか、地域分権の進展とも相俟って、より決適で、より個性的な居住環境や地域づくりが強く求められるようになってきています。

それに伴い、用途地域等の都市全域ばかりではなく地区レベル単位での、またその内容については一般的なものを超えて、地域固有のきめ細やかで個性的な計画と それを実現するためのルールづくが活用される動きが進みつつあります。

そこで今回は、様々な まちづくのルール」をご紹介するとともに、県内の取り組みを取り上げてみます。

V o 1 8

平成15年3月15日



ま 1) ち 特 集

まちづくりの基本的なルールとしては、都市計画法 の用途地域による規制などがあげられますが,全国一 律のルールによって、その土地のもつ風土や地方の特 色を生かすことには限界があります。また,最近では より快適かつ個性的な居住環境を作っていこうとい う動きも活発になってきています。

そこで,地域の特色を生かした「まちづくり」を進 めるため、よりきめ細やかな対応ができる地区レベル のルールが必要になります。

まちづくりのルールといっても、「法令」「条例」 「要綱」または「協定」など多岐にわたっており,そ れぞれ性質や法的な拘束力は大きく異なってきます。 今回はその中からまちづくり条例,地区計画,建築協 定について紹介します。

まちづくり条例

「まちづくり条例」とは ,まちづくりにおける地 域に特有の政策の実現や課題の解決のため,地方自 治法に定められている自治立法権に基づき地方自 治体が議会の議決を経て定める法令です。

開発に関するものや ,生活・自然環境の維持保全 , 景観の維持保全等多岐にわたり、近年重要性が高 まっています。まちづくり条例の背景の一つには、 開発業者による乱開発といわれるリゾート開発な どから、市町村が自分たちの町を守る必要性がでて きたことが挙げられ、それまで開発指導要綱などに より開発を指導していたものを、指導する際の根拠 をより強化したいという考えがあったこと,また, 条例は議会で議決するために,市町村全体の意思で あることが明確になることも「まちづくり条例」制 定の背景になっています。

県内では水戸市,阿見町で制定されている「景観 条例」もまちづくり条例の一つですが,最近では那 珂町で「那珂町地区街づくり条例」が制定されまし た。この条例は、地域の個性や特徴を一番知ってい る住民が主体となって、町と協働してまちづくりを 行うことを目的としています。

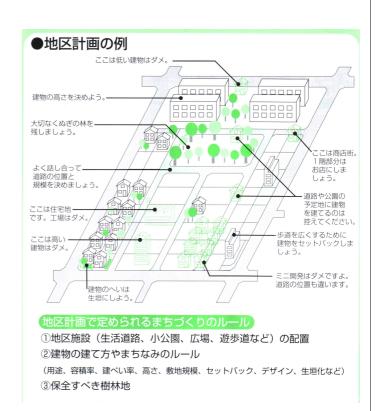
地区計画

「地区計画」は都市計画法に基づく制度で、それ ぞれの地区の特性に応じて定める地区レベルの都 市計画です。生活に密着した計画で,まとまりのあ る町や街区,あるいは共通した特徴をもつ地域ごと に計画を作ります。その内容は,地区の将来像を示 す「地区計画の方針」と、その目標を達成するため の具体的な内容を示す「地区整備計画」からなって います。

策定プロセスは、地域の状況により異なります が、地域の住民が行政と相談しながら地区の将来に ついて話し合ってまとめ、地区計画の案を市町村に 申し出て都市計画決定されることが近年増えつつ あります。

地区計画の実現方法は通常は届出・勧告によりま すが、地区計画で定めたルールを市町村が条例化す れば強制力が付与されることになります。

平成15年2月現在,茨城県内において決定されて いる地区計画は73地区あり、平成14年度には、ひた ちなか市 古河市 総和町の3市町において策定され ました。





建築協定

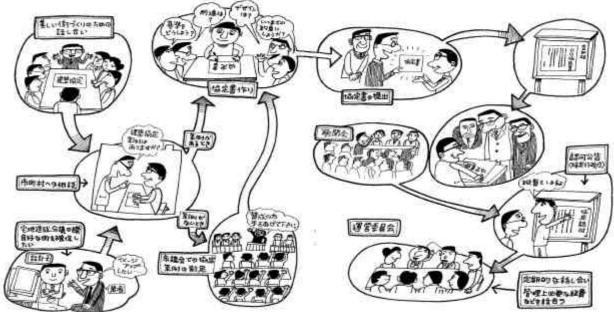
「建築協定」は地域住民の全員が同意できる協定を結ぶことで、居住環境の改善または良好な環境の維持をしていこうとするものです。協定の内容には、建築物の位置、高さ、色彩についての規定や生垣の設置、ブロック塀の禁止といったように、その地区の特性に応じ建築基準法の基準以上のルールをもりこむことができます。

建築物に関して定められる項目は「地区計画」と 共通点が多いのですが、法的担保がなく、地域住民 の善意をよりどころにして住民が運営していると いう点で地区計画と性格が異なります。



城の丘(十王町)





最後に・・・

まちづくりのルールといっても様々な種類があり、条例のように議会によって決定されたルールと、協定のように当事者間の合意に基づくルールとでは、そのものの持つ意味・役割は当然異なるものとなります。それぞれの地区の特性や状況に合わせて、最適なルールを選択・活用することがまちづくりにおいて重要なことではないでしょうか。

